自然災害発生時における業務継続計画

法人名	特定非営利活動法人 たんぽぽの丘	種別	生活介護・就労 B 型
代表者	野邑 浩子	管理者	辻本 和哲
所在地	大阪狭山市山本中 1358	電話番号	072-289-7503

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」 $3-2-1\sim3-2-4$ に対応しています。6は通所系、7は訪問系、8は相談支援事業固有事項となっており、各施設・事業所等のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、災害時に制約がある状況下において、本事業所が果たすべき役割を考え、優先的に実施すべき業務を特定するものである。

また、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておくことで災害時の混乱を防ぐ。

事業継続にあたっては、以下の方針に基づき、実施することとする。

①人命・安全の確保

利用者、職員等の安全確保、安否確認を最優先に行う。

②サービスの継続

サービスを継続して行えるように優先業務に必要な資源の確保に努める。

③業務継続計画の実効性の確保

平時からの訓練や研修を通して、災害時に不足する資源に対する適切な対応策を検討し、 計画の実効性の確保を図る。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

- 1. 本事業所に「災害対策委員会」を設置する。
- 2. 委員会は、下記の業務を行う。
- ①災害対策委員会は業務継続計画の策定及び職員の研修受講状況の把握、並びに業務継続計画の見直し
- ②業務継続計画に関する職員への研修及び訓練の実施
- 3. 災害対策委員会のメンバーは以下のとおりとする。

主な役割	部署・役職	氏名
統括責任者	代表理事	野邑浩子
職員への研修の策定	管理者	辻本和哲
受講状況の把握	サービス管理責任者	
飲料水・備蓄食料の確保	栄養士	船元涼子
業務継続計画の見直し	管理者	大沼加奈
連絡	社員全員	
避難誘導	社員全員	
安全確保	職員	山本紗枝
	•	

(3) リスクの把握

大阪狭山市ハザードマップ



① 被災想定 【自治体公表の被災想定】

3 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果

	想定地震	内陸直下型地震				
		①上町断層帯 (A)	①上町断層帯 (B)	②生駒断層帯	③有馬高槻 断層帯	④中央構造線 断層帯
地震	(の規模	マグ チュード (M) 7.5~7.8 震度4~7	マグ ニュート・(M) 7.5~7.8 震度4~7	マグニチュード(M) 7.3~7.7 震度4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 震度3~7	ブニュー・(M) 7.7~8.1 震度3~7
建物组	全半墩敷	展及4~7 全壊 584 棟 半壊 1,149 棟	展及4~7 全壊 2,580 棟 半壊 2,986 棟	全壊 41 棟 半壊 129 棟	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 183 棟 半壊 472 棟
	火 件 数 I 日夕刻)	0件	2件	0 件	0 件	0件
死傷	傷者 数	死者 2人 負傷者 250人	死者 20 人 負傷 685 人	死者 0人 負傷者 24人	死者 0人 負傷者 0人	死者 0人 負傷者 90人
罹災	災者 数	4,966 人	16,859人	483 人	1人	1,865人
避節	听生活者数	1,441 人	4,890 人	141人	1人	541 人
5	停 電	2,841 軒 10.8%	7,936 軒 30.2%	98 軒 0.4%	O 軒 0.0%	980 軒 3.7%
1	ガス	0戸	16,000戸	0 戸	0戸	0戸
フ _	供給停止	0%	100%	0%	0%	0%
ラ	水 道	48.2%	70.7%	38.5%	0%	42.8%
1	断水	28,000 人	41,000人	22,000 人	0人	25,000 人
ン	電 話	1,375 回線	10,314 回線	764 回線	O回線	1,375 回線
	不 通	1.8%	13.5%	1.0%	0%	1.8%

(資料:平成 19年(2007年)3月大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書)

マグニチュード(M) 9.0~9.1 最大震度6弱		
全壊 130 棟		
半壊 1,368 棟		
件		
死者4人		
負傷者 197 人		
1週間後 2,817 人(うち、避難所 1,408 人)		
ヶ月後 2,6 6人(うち、避難所 785人)		
被災直後 2,254 軒 日後 525 軒 7日後0軒		
固定電話 被災直後 6,994 件 1日後0件		
携帯電話(基地局数 18 局)停波基地局率 被災直後 53.0% 日後 2.1% 7日後0%		
被災直後 40,039 人 1日後 9,561 人 7日後 8,054 人		
被災直後 1,497 人 日後 1,497 人 7日後 943 人		
2,322 人		

(資料:平成 25年(2013年) 10月 30日、平成 26年(2014年) 1月 24日南海トラフ巨大地震 災害対策等検討部会会議配布資料)

【自施設で想定される影響】

	当日	2 日目	3 日目	4 日目
(電力)	発電機を使用する			
電力	停電	復旧		
飲料水	貯水		復旧	
生活用水	貯水		復旧	
ガス	可能			
携帯電話	使用不可		復旧	
メール	使用不可		復旧	

(4) 優先業務の選定

①優先する事業

<優先する事業>

- (1) 生活介護
- (2) 就労継続支援 B 型
- <当座休止する事業>
- (1) 相談支援

② 優先する業務

優先業務	必要な職員数		
愛兀耒 伤	AM	РМ	
送迎	5 人	4 人	
トイレ介助	3 人	3 人	
食事介助	5 人	5 人	
日中見守り支援	5 人	5 人	
事務所(連絡等)	2 人	2 人	

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

・避難訓練の方針と概要

事業所で、年2回の避難訓練を設け、消防署から消防車の出動を依頼し、消火活動や、 避難経路の確保等についても、消防員の方と確認し合いながら、事業所の「避難計画」 の有効性を見直す。

特に水災害や避難生活での心構え等について、職員全員へ意識付けが行えるように研修を実施していく。

*訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

避難訓練実施後に、報告書を作成し、支援会議等で計画の見直し確認を行う。 また、会議時に新しい意見等があれば、BCP の見直しを行うことで、事業所全体の安全を確保する。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

①人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
たんぽぽの丘	壁の補強	新しい壁を増設済
	出入口付近の荷物を整理する	
	※建築基準法は満たしている	
	※消防設備検査済	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
ロッカー	転倒防止のチェーンを設置	
棚	耐震予防の器具を固定	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
施設周辺	排水の見直し、工事	排水工事 2024.6 予定
		(業者依頼済み)
にしかぜ基礎工事	プレハブの基礎の工事	2024.4.17 着工
		(業者依頼済み)
浸水の確認	日々、管理者によって点検	
非常扉	消防訓練の時に確認	
建物周辺	日々、事務員によって点検	2024.4 犬走新設工事済
暴風対策	日々、管理者によって点検	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策	
発電機 (コンテナに収納)	必要なもの(介助器具)等から優先的に利用する	
パソコン	渡辺金属さんに相談する	
電話	携帯電話で対応(会社携帯、個人携帯)	

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼動させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
なし	現状、ガスはお湯やコンロを使う時に使っているが、
	非常時には使えなくても困らない

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

備蓄量 2 Lペットボトル水 30 本 (コンテナにて保管)

18 人×3 日分

② 生活用水

備蓄量 ポリタンク 40L×6本

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

電源を確保できれば業務上問題はない。 復旧を待つ

(6) システムが停止した場合の対策

発電機を作動させてパソコン使用するが、復旧までは手書き対応なる

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレ (ウェットティッシュ・袋・おむつ・生理用品) 等の備蓄のチェック 毎月行う

【職員】

利用者と同様の対応とする

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

衛生面を考慮して、外のごみ収集場にて廃棄する

(8) 必要品の備蓄

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	$2L\times30$	2026.4.1	外部コンテナ	谷
カップラーメン	18	2024.12	台所	船元

【医薬品・衛生用品・日用品】

No.	品目	備蓄量	必要量	保管場所	備考
1	マスク(不織布製マスク)	250枚	月50枚	事務所内棚	個人で持参している
4	体温計	3本	6本	事務所内棚	
5	手袋 (使い捨て)	10箱	月1箱	風呂場	
6	フェイスシールド	10枚	年 5 枚ほど	風呂場	
10	キャップ	50枚	月20枚ほど	就労部署	
12	消毒用アルコール	50L	10L	相談室	
14	トイレットペーパー	60ロール	月20ロール	風呂場	
15	ティッシュペーパー	40箱	月10箱	風呂場	
16	ペーパータオル	30箱	月10箱	相談室	
18	石鹸・液体せつけん	大1本	小1本	相談室	
19	おむつ	5袋	数枚程度	MV	個人で持参している
20	ごみ袋	40枚	月10枚程度	風呂場	

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て(火災保険など)を記載する。 緊急時に備えた手元資金等(現金)を記載する。

- 1、火災保険(あいおいニッセイ同和損保)
- 2、地震保険("")
- 3、水災害保険(")
- 4、小口現金(常時10万円から30万円)

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けて BCP を発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】

近隣の交通機関が停止、交通網が破壊(道路のひび割れ等)に発動すると考えられる。

【水害による発動基準】

施設の裏が浸水しだしたら発動する。

【情報源】 緊急地震速報・インターネット・テレビ

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
辻本 和哲	野邑 浩子	大沼 加奈

(2) 行動基準

発生時の行動指針は以下の通りとする

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 次の災害への予防
- ③ ライフラインの確保
- ④ 支援が必要なところへ支援協力

^{*}地震保険の保険契約については地域によって制限がある。

(3) 対応体制

- (1) 情報班(管理者·代表理事)
- ・ 行政や外部機関と連絡をとる
- ・正確な情報の入手
- ・現場への適切な指示
- ・連絡網の徹底
- ・利用者家族へ利用者の状況等を連絡する。
 - (2) 消化班 (常勤パート)
- ・地震発生→直ちに火元の点検及び確認
- ・発火の防止
- · 発火→消火
 - (3) 応急物資班(常勤パート)
- ・食料や飲料水などの確保
 - (4) 安全指導班(事務職員)
- ・利用者の安全確認
- ・施設設備の損傷確認
- ・利用者の避難誘導
- ・連絡網の徹底(確認を含む)
 - (5) 救護班(看護職員)
- ・負傷者の救出、応急手当及び病院への搬送
 - (6) 地域班(代表理事)
- ・地域住民や近隣の福祉施設と協力
- ボランティア体制を整える

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する(安全かつ機能性の高い場所に設置する)。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
丘 事務所	にしかぜ	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

職員全員で安否確認

【医療機関への搬送方法】

看護職員または資格保持者に支持を仰ぎ、西山クリニック西山 Dr. に支持を仰ぐ。他病院への搬送が必要の際は、救急車を使用する。

② 職員の安否確認

【施設内】

職員全員で安否確認

【自宅等】

LINE、携帯等で連絡を行い、連絡が取れない場合は、直接自宅へ訪問する

(6) 職員の参集基準

- ・職員は自宅等が被災していない場合は、管理者の指示に従い、参集となる。
- ・自宅が被災または道路が寸断する等の理由により、出勤できない場合は、この限りではない。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

施設内外ともに、下記の避難場所を利用することとする

	第1避難場所	第2避難場所	
避難場所	丘施設内の庭	総合体育館	
避難方法	利用者を誘導し、職員と共に外 へ出る。 落下物に気を付けながら、部署ご とにそれぞれの扉より外へ出る。 靴をもつ、または履いて外へ出る	職員の誘導にて、全員で移動	

(8) 重要業務の継続

分類名称	定義	業務例	出数率			
カ州白州	足我	24- 375 179	90%	70%	50%	30%
A:継続業務	優先的に継続する業務通常と同様に継続すべき業務	食事、排泄、医療的ケア、創作活動、掃除 等	通常通り行う	通常通り行う	協力し合いなが5業務を行う。 発性介助が必要な場合 ち、出来る限9個人の尊厳 に配慮する	い、 ポランティア第二保護者や
B:追加業務	・感染予防、感染拡 大防止の 観点から新たに発生 する業務	利用者家族等への情報 提供、 空間的分離のための部屋 割り変更、 施設内の消毒、 実所者の体温測定、等	常に1~2名は専属で 業務を行う	2 名で業務を行う	支援員と協力し合いなが 5、感染対策が後手になら ないように行う	
C:削減業務		内弧、野外活動、就労訓 練 等	通常通り行うが、 個人間の距離を広く取るように努める	職員の手が空いている場合に限り行う	余裕があれば行う	行わない
D:休止業務		外部への古紙 回収 等関 連業務			感染拡大を鑑みて 外部作業は休止する	感染拡大を鑑みて 外部作業は休止する

(9) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所	
丘 施設内	丘 施設内	
にしかぜ	にしかぜ	
プレハブ	プレハブ	

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮し、シフトを組む。 また、災害時の勤務シフトは柔軟に取り扱うこととする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

<建物・設備の被害点検シート例>

	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建	躯体被害	重大/軽微/問題なし	
建物	エレベーター	利用可能/利用不可	
設備	電気	通電 / 不通	
1 用	水道	利用可能/利用不可	
	電話	通話可能/通話不可	
	インターネット	利用可能/利用不可	
建	ガラス	破損・飛散/破損なし	
建物・	キャビネット	転倒あり/転倒なし	
ア設	天井	落下あり/被害なし	
ア 単位)	床面	破損あり/被害なし	
	壁面	破損あり/被害なし	
	照明	破損・落下あり/被害なし	
	• • •		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
西山建設	建築・下水	0721-54-1597
尾崎電設	電気	0723-65-3277
株式会社 Life Bridge	備品等	06-6458-0678

③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信 する。公表のタイミングや範囲、内容、方法などにおいては役員会で相談する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

①連携先との協議

ジョイ訪問看護ステーションにて、利用者の体調管理等を日頃より依頼している

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。



業務委託契約書

特定非営利活動法人 たんぽぽの丘 (以下、「甲」という。)と<u>ジョイ訪問看護ステーション</u>場以下、「乙」という。)は、医療連携として、次の通り甲が業務を委託し、乙が受託する業務委託契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

第1条(契約の目的)

本契約は、甲乙のお互いの信頼関係をもとに、利用者の生活の質の向上を目的とする。

第2条 (契約業務の内容)

- 1. 甲は乙に対し、甲の運営する施設の利用者(以下「利用者」という。) に対するメンタ ルヘルスケアと看護アセスメント(以下「本業務」という。) を委託し、乙はこれを受託し た。
 - 2. 乙は、本業務を、乙の所属する保健師・看護師・准看護師(以下「現場担当者」という。) に遂行させ、甲の協力医療機関の医師の指示に基づいた支援計画書に則り遂行しなければならない。
 - 3. 本業務の遂行にあたって、甲の現場担当者に直接業務指示をしてはならない。
 - 4. 乙は日々の記録を「看護記録」として別途残し、甲と甲の協力医療機関と情報共有に 努める。
 - 5. 甲は甲の協力医療機関が発行する「指示書」の内容を把握するとともに、利用者の「個 別支援計画書」にも同義の内容を反映する。
 - 6. 乙は定期的に別途「報告書」を作成し、甲の協力医療機関の医師との情報共有に努め るものとする。
 - 7. 当月分の業務委託料の「請求書」は当月末日を締め日とし、翌月中に乙が作成する。
 - 8. 乙は甲の利用者に対して適切な医療・看護の提供に努める。
 - 9. 現場担当者1名について、担当できる利用者数は8名を上限とする。

医療協力に関する契約書

医療法人恒昭会 青葉丘病院(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人たんぽぽの丘 (以下「乙」という。)との間において、次のとおり契約する。

(目的)

第1条 甲は、乙の利用者に対する内科精神科医療業務について協力するものとする。

(診療)

第2条 甲は、乙の利用者の緊急な医学的治療を要する際には、迅速に処置対応を行う。

(医療費)

第3条 内科精神科医療費は、乙の利用者の負担とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、本契約締結日より1年間とする。期間満了1か月前までに甲・乙いずれも異議がないときは、本契約は1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(附 則)

第5条 本契約に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月10日

- 甲 大阪狭山市東池尻1丁目2198番1 医療法人恒昭会 青葉丘病院 理事長 小山 郁夫
- 乙 大阪府東大阪市西岩田2丁目6-17 特定非営利活動法人たんぽぽの丘 代表理事 中田 智子

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

【連携関係のある施設・法人】

たんぽぽの家 (合同会社はじまり)

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

- ① ジョイ訪問看護ステーション
- ② 青葉丘病院
- ③ 西山クリニック

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

大阪狭山市 山本地区 自治会

(2) 連携対応

① 事前準備

事業所、部署間で、連携できるシステムを活用し、体制強化を図る

② 利用者情報の整理

個人一人一人、いつでも必要な情報が見られるように、個人ファイルに保管している

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

避難訓練等も共同で行えるよう、準備を整えている。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームの陽性があれば、登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

受入れ人数に限りはあるが、公的機関からの依頼があれば、その都度検討する。

② 福祉避難所開設の事前準備

備蓄物資の保管場所の確保の課題はあるが、準備が整い次第、避難所の開設を検討する。また、準備として利用者家族や職員家族の協力も依頼していく。

6. 通所系・相談支援・固有事項

【平時からの対応】

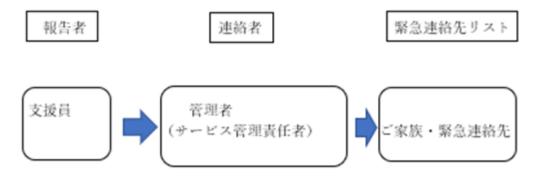
- ①利用者の緊急連絡先を常に確認しておく
- ②家庭との連絡網を常に確認しておく
- ③職員研修等を通じて、BCPの内容を常に確認しておく

【災害が予想される場合の対応】

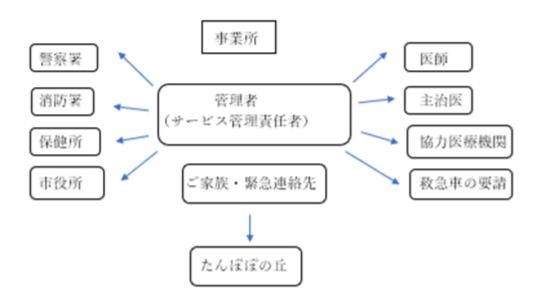
あらかじめ法人内で協議をし、書面にて、閉所等の依頼を作成し各家庭、各事業所に配布する。

【災害発生時の対応】

(1) ご家族への緊急連絡網の整備



(2) 緊急時の連絡網の整備



<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和5年3月30日	自然災害時における業務継続計画	野邑 浩子